

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【公開番号】特開2017-74368(P2017-74368A)
 【公開日】平成29年4月20日(2017.4.20)
 【年通号数】公開・登録公報2017-016
 【出願番号】特願2016-200931(P2016-200931)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月17日(2019.4.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電源投入から電源遮断までの間において常時、アウト口への入球を検出するアウト検出手段と、

大当り遊技の発生契機となる特別図柄の始動口への入球から前記大当り遊技の終了までの間に生起され且つ複数の遊技球を発射不能な時間に設定された所定期間において、前記アウト検出手段による検出回数を計数値として計数するアウト計数手段と、

前記計数値が予め設定された閾値以下とする適正な範囲か否かを判定する判定手段と、

前記判定手段によって前記計数値が不適正な範囲と判定されると、異常処理を実行する異常処理手段と、を備えた

ことを特徴とする弾球遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題に鑑みてなされた請求項1に係る発明は、電源投入から電源遮断までの間において常時、アウト口への入球を検出するアウト検出手段と、大当り遊技の発生契機となる特別図柄の始動口への入球から前記大当り遊技の終了までの間に生起され且つ複数の遊技球を発射不能な時間に設定された所定期間において、アウト検出手段による検出回数を計数値として計数するアウト計数手段と、計数値が予め設定された閾値以下とする適正な範囲か否かを判定する判定手段と、判定手段によって計数値が不適正な範囲と判定されると、異常処理を実行する異常処理手段と、を備えた、ことを特徴とする弾球遊技機に関するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 0 7 】

このような構成によれば、アウト計数手段による所定期間中の計数値が、閾値に基づいて不適正な範囲と判定されると、不正行為者によって滞留状態が解消（「葡萄」が崩壊）された疑いが濃いと推測して、異常報知を実行することで、該報知により不正行為が行われた可能性の高低を判断することができる。

【 手 続 補 正 4 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 0 8

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

【 0 0 0 8 】

また、弾球遊技機は、アウト口への入球を検出するアウト検出手段と、複数の遊技球を発射不能な時間に設定された所定期間が連続して生起し、該所定期間におけるアウト検出手段による検出回数を計数値として計数するアウト計数手段と、所定期間が経過すると、計数値及び予め設定された第1閾値に基づいて計数値が適正な範囲か否かを判定する第1判定手段と、第1判定手段によって計数値が不適正な範囲と判定されると、第1異常処理を実行する異常処理手段と、を備えた、ことを特徴とする弾球遊技機に関するものであって、所定個数の計数値を記憶する計数値記憶手段と、第1判定手段により適正な範囲との判定がなされると、所定個数の計数値の合計値及び予め設定された第2閾値に基づいて合計値が適正な範囲か否かを判定する第2判定手段と、を備え、異常処理手段は、第2判定手段によって合計値が不適正な範囲と判定されると、第2異常処理を実行する、ようにしても良い。

【 手 続 補 正 5 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 0 9

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

【 0 0 0 9 】

このような構成によれば、アウト計数手段による所定期間中の計数値が、第1閾値に基づいて不適正な範囲と判定されると、不正行為者によって滞留状態が解消（「葡萄」が崩壊）された疑いが濃いと推測して、第1異常報知を実行することで、該報知により不正行為が行われた可能性の高低を判断することができる。また、所定個数の計数値の合計値が、第2閾値に基づいて不適正な範囲と判定されると、不正行為者によって滞留状態が解消（「葡萄」が崩壊）されて、複数の所定期間に亘って所定個数の計数値が計数された疑いが濃いと推測して、第2異常報知を実行することで、該報知により不正行為が行われた可能性の高低を判断することができる。よって、滞留状態が解消されて所定期間を跨いで計数されても、不正行為の可能性の高低を判断できる。

【 手 続 補 正 6 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 1 1

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

【 0 0 1 1 】

また、弾球遊技機は、大当り遊技の発生契機となる特別図柄の始動口への入球から大当り遊技の終了までの間の少なくとも一部で、所定期間を連続して生起する、ようにしても良い。

【 手 続 補 正 7 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 1 3

【 補 正 方 法 】 変 更

【補正の内容】

【0013】

また、弾球遊技機は、電源投入から電源遮断までの間に所定期間を連続して生起するよう構成し、電源投入から電源遮断までの間を第1期間及び第2期間により構成し、異常処理手段は、第1判定手段によって計数値が不適正な範囲と判定されたとき、第1期間であれば第1異常処理を実行し、第2期間であれば第3異常処理を実行する、ようにしても良い。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また、弾球遊技機は、電源投入から電源遮断までの間に所定期間を連続して生起するよう構成し、電源投入から電源遮断までの間を第1期間及び第2期間により構成し、異常処理手段は、第2判定手段によって合計値が不適正な範囲と判定されたとき、第1期間であれば第2異常処理を実行し、第2期間であれば第4異常処理を実行する、ようにしても良い。